



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 条 例

- 沖縄県立精神障害者社会復帰施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（障害保健福祉課）…………… 1
- 沖縄県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例（医務・国保課）…………… 3
- 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（県立病院課）…………… 3

### 公布された条例のあらまし

- 沖縄県立精神障害者社会復帰施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第51号）
  - 1 精神障害者社会復帰施設の設置の根拠を改めることとした。（第1条関係）
  - 2 精神障害者社会復帰施設のうち、精神障害者地域生活支援センターとして設置していた沖縄県立地域生活支援センターを廃止することとした。（第2条関係）
  - 3 この条例は、平成18年10月1日から施行することとした。（附則）
- 沖縄県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例（条例第52号）
  - 1 国民健康保険法に基づく保険給付として入院時生活療養費及び保険外併用療養費が設けられたことに伴い、普通調整交付金の交付に関する規定を整備することとした。（第3条関係）
  - 2 この条例は、平成18年10月1日から施行することとした。（附則）
- 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第53号）
  - 1 使用料として徴収する額の算定の基準となる告示の題名を改めることとした。（第10条関係）
  - 2 この条例は、平成18年10月1日から施行することとした。（附則）

## 条 例

沖縄県立精神障害者社会復帰施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 9月29日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

沖縄県条例第51号

## 沖縄県立精神障害者社会復帰施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立精神障害者社会復帰施設の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」を「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に、「精神保健福祉法」を「改正前の精神保健福祉法」に、「同法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改め、「（以下「施設」という。）」を削る。

第2条中「施設」を「精神障害者社会復帰施設」に改め、同条の表精神障害者地域生活支援センターの項を削る。

第3条の見出し中「施設」を「センター」に改め、同条中「施設」を「沖縄県立てるしのワークセンター（以下「センター」という。）」に改める。

第4条を次のように改める。

（指定管理者の業務）

**第4条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 改正前の精神保健福祉法第50条の2第3項に規定する目的のために行う事業の計画及び実施に関する業務
- (2) 第11条の規定による利用の許可に関する業務、第12条の規定による利用の許可の取消し等に関する業務その他の利用の許可に関する業務
- (3) 第13条の規定による利用料金の収受に関する業務、第14条の規定による利用料金の減免に関する業務、第15条ただし書の規定による利用料金の返還に関する業務その他の利用料金の収受に関する業務
- (4) センターの施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理運営に関して、知事が必要と認める業務

第6条中「施設」を「センター」に改める。

第8条中「ワークセンター」を「センター」に改める。

第9条第1項及び第10条第1項中「施設」を「センター」に改める。

第11条第1項中「ワークセンター」を「センター」に改め、同条第2項並びに第3項第2号及び第3号中「施設」を「センター」に改める。

第12条中「施設」を「センター」に改める。

第13条第1項中「ワークセンター」を「センター」に改める。

第16条中「施設を利用する者」を「利用者」に、「施設」を「センターの施設又は附属設備」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

---

沖縄県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月29日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

#### 沖縄県条例第52号

### 沖縄県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例

沖縄県国民健康保険調整交付金条例（平成17年沖縄県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

---

沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月29日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

#### 沖縄県条例第53号

### 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号中「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準」を「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」に、「食事療養費算定表」を「食事療養及び生活療養の費用額算定表」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶1丁目6番3号 販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---	--